

(社会教育調査)

審査メモ (審査状況及び論点)

<目次 (審議項目)>

○今回申請された変更

(1) 調査事項の変更 (一部、調査対象範囲の変更あり)

【法令改正を契機とする設問の追加、調査対象の追加】(公民館調査票)

①-1 地方公共団体における所管を選択する設問を追加 2頁

①-2 公民館類似施設について、市町村が所管する施設を調査対象に追加 2頁

【法令改正に伴う変更】(博物館調査票)

② 施設区分の用語変更、設置者の選択肢の追加 4頁

【政府計画の進捗確認のためのデータ収集等】

③ ICT環境についての調査事項を追加・削除 7頁

(公民館調査票、図書館調査票、博物館調査票、青少年教育施設調査票、女性教育施設調査票、生涯学習センター調査票)

④ PFI法による施設整備の有無を追加 9頁

(社会教育行政調査票以外の全ての調査票)

【報告者負担・結果精度、利用ニーズを踏まえた変更】

⑤ 施設で開催される学級・講座の参加者数の把握を男女別から総数に変更 10頁

(社会教育行政調査票、公民館調査票、青少年教育施設調査票、生涯学習センター調査票)

【必要性の低下】

⑥ 事業に関する情報提供方法の選択肢から「学習相談」を削除(公民館調査票) 12頁

(注) 調査事項の変更に伴い、集計事項の変更も予定されている。

(2) 調査結果の公表方法の変更

○ 公表に当たり、印刷物の作成を取りやめ(インターネットによる公表のみとする。) 14頁

○今回申請された変更

(1) 調査事項の変更（一部、調査対象範囲の変更あり）

(変更内容)

【法令改正を契機とする設問の追加、調査対象の追加】（公民館調査票）

- ①-1 地方公共団体における所管を選択する設問を追加
- ①-2 公民館類似施設について、市町村長が設置する施設を調査対象に追加

(審査状況)

ア 公民館票は、これまで、以下の施設を対象としてきた。

- (ア) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館
- (イ) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの

このうち、「公民館」については、「社会教育法」（昭和24年法律代207号）及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）の規定により、専ら市町村教育委員会が所管する施設として設置されてきた。

また、「公民館類似施設」については、社会教育法の規定により、「何人もこれを設置することができる。」（社会教育法第42条第1項）とされていたが、「公民館」の対象範囲を踏まえ、「市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの」とされてきた。

イ しかし、令和元年に施行された地教行法の改正により、「公民館」の設置・管理等について、「地方公共団体の長」（いわゆる首長）に移管できるようになった。

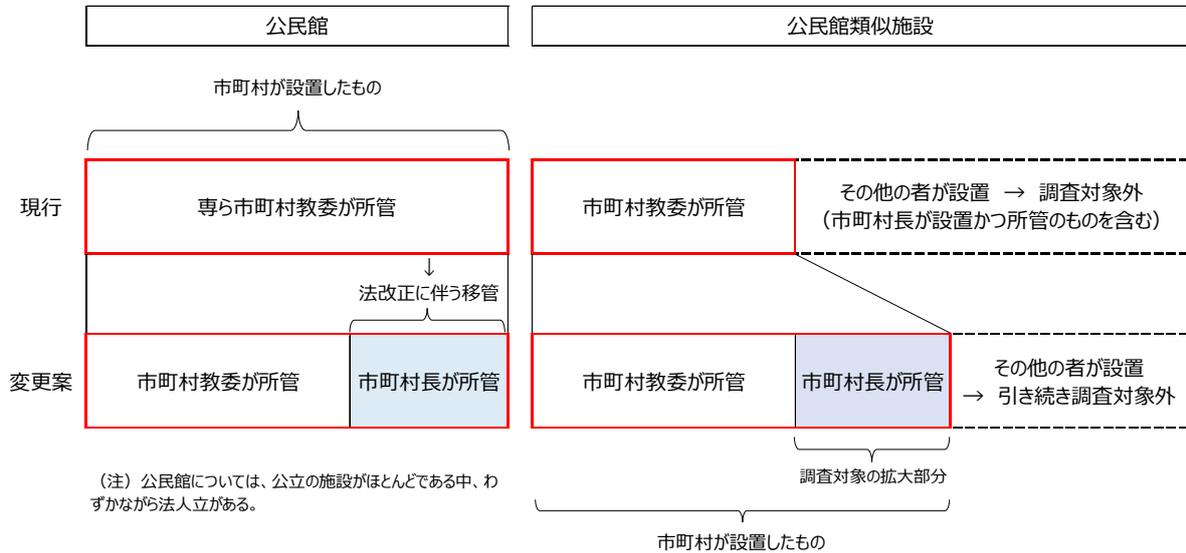
ウ 今回の変更のうち、①-1については、この地教行法の改正を機に、公民館票の対象となる施設の所管区分についても把握するため、調査事項を追加するものであり（調査票の新旧対照表は別添の1ページを参照）、適当と考える。

エ また、①-2については、同法の改正に伴う所管替えにより、市町村長が所管する「公民館」が調査対象になることとのバランスを考慮して、「公民館類似施設」の調査対象に、市町村長が所管する施設を追加するものであり、公民館票により、公立の施設を網羅的に把握できるようにしようとするものであり、適当と考える。

(参考1) 調査計画が変更される部分の新旧対照表

変更案	現行
3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ② 公民館調査票 (ア) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館 (イ) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置したもの	3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ② 公民館調査票 (ア) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館 (イ) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した <u>施設</u> で市町村教育委員会が所管するもの

(参考2) 公民館票の対象範囲の変更イメージ図



(論点)

特になし

(変更内容)

【法令改正に伴う変更】(博物館調査票)

② 施設区分の用語変更、設置者の選択肢の追加

(審査状況)

ア 施設区分の用語変更(「博物館相当施設」→「指定施設」)

従前、博物館法(昭和26年法律第285号)においては、博物館の事業に類する事業を行う施設であって、一定の要件を満たす施設については、文部科学大臣又は教育委員会が「博物館に相当する施設」として指定することができることとされており、これを踏まえ、博物館票の「施設の別」の選択肢の一つとして、「博物館相当施設」が設けられていた。

しかし、令和5年4月に施行された同法の改正により、当該施設については、文部科学大臣又は教育委員会による指定が行われることに着目して、「指定施設」という略称が設けられた。

(参考) 博物館法の改正前後の状況

改正後	改正前
<p>第五章 博物館に相当する施設</p> <p>第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて、当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。</p> <p>一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの</p> <p>二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの(指定都市の区域内に所在するもの(都道府県が設置するものを除く。)を除く。)</p> <p>三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの</p> <p>2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設(以下この条において「指定施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第五章 雑則</p> <p>(博物館に相当する施設)</p> <p>第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。</p>

今回の変更は、これを受けて、博物館票の「施設の別」の選択肢のうち、「博物館相当施設」を「指定施設」に変更しようとするものである（調査票の新旧対照表は別添の2ページを参照）。

これについては、法令改正に伴う用語に沿った対応であり、その対応を否定するものではないが、用語変更の必要性及び新たな用語の報告者への周知等に関して、確認すべき事項がある。

イ 設置者の選択肢の追加

博物館法においては、従前、博物館の設置者の要件を地方公共団体、一般社団法人及び財団法人等に限定していたが、令和5年4月に施行された同法の改正により、法人の種類にかかわらず登録が可能となった。

(参考) 博物館法の改正前後の状況

改正後	改正前
<p>【注】改正後においては、博物館法第2条の定義部分では博物館を設置する法人の範囲は示さず、第13条で定めている。(なお、第11条で博物館を設置しようとする者は登録を受ける旨が規定されている。)</p> <p>(登録の審査)</p> <p>第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。</p> <p>一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。</p> <p>イ <u>地方公共団体又は地方独立行政法人</u></p> <p>ロ <u>次に掲げる要件のいずれにも該当する法人</u>（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）</p> <p>(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>二～六 (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>【注】改正前においては、博物館法第2条1項と博物館法施行令第1条において、設置者を規定している。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、<u>地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人</u>（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>※ 博物館法施行令 (政令で定める法人)</p> <p>第一条 博物館法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 日本赤十字社</p> <p>二 日本放送協会</p>

今回の変更は、これを受けて、設置者に関する選択肢を追加しようとするものであり（調査票の新旧対照表は別添の2ページを参照）、設置者の区分を詳細に把握する上では特段の異論はないが、選択肢の設定について、確認すべき事項がある。

(論点)

《用語の変更》

- (a) 改正後の法律においても、章のタイトルにおいて、引き続き「博物館に相当する施設」が用いられている。したがって、現状の「博物館相当施設」のままでも、法令との齟齬が生じるものではなく、むしろ、現状のままの方が、報告者において理解しやすいのではないかと考えられるが、「指定施設」に変更した場合、どのようなメリットがあるのか。
- (b) 「指定施設」に変更する場合、報告者が、「指定施設」という新たな用語を正確に理解した上で回答できるようにするために、どのような手当がなされるのか。

《選択肢の追加》

- (c) いわゆる企業に係る選択肢について、「株式会社」を特に明示している理由は何か。
- (d) 改正後の規定では、「博物館」の設置者は、法人（地方公共団体、地方独立行政法人法人、法に定める一定の要件を満たす法人）に限られる。新たに設けられる「個人・任意団体」という選択肢は、博物館法によらない「博物館類似施設」を念頭においた選択肢と理解すればよいか。

(変更内容)

【政府計画の進捗確認のためのデータ収集等】

③ ICT環境についての調査事項を追加・削除

(公民館調査票、図書館調査票、博物館調査票、青少年教育施設調査票、女性教育施設調査票、生涯学習センター調査票)

(審査状況)

ア 「利用者が利用できる無線LANの有無」の追加

「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)等においては、社会教育施設におけるICT環境の整備を推進することとされており、その状況を把握する必要性が求められている。

(参考)

○デジタル田園都市国家構想基本方針

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

(6) 多様な主体が参加する地方活性化

① 一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生

【具体的取組】

(d) 社会教育を基盤とした地域活性化

- ・ 公民館・図書館などの社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。
- ・ 公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する。
- ・ 社会教育主事などの社会教育人材のICT活用スキルを向上させ、民間などの多様な主体と連携し、デジタル社会に対応する地域人材を育成し、活用する取組を促進するとともに、社会教育士のデジタル社会の幅広い分野での活躍を促進する。

○デジタル社会の実現に向けた重点計画

第3-2 各分野における基本的な施策

2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

(2) 準公共分野のデジタル化の推進

② 教育

ICT等のデジタル技術を活用した地域の教育力向上や、デジタルに不慣れな方が利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するなど、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、社会教育施設の活用を促進することも重要である。このため、デジタル社会を見据えた教育について検討する必要がある。

今回の変更は、これを受けて、「施設・設備の有無」に関する調査事項に「利用者が利用できる無線LAN」を追加しようとするものである(調査票の新旧対照表は別添の3

ページを参照)。

これについては、政府計画の進捗を確認するためのデータの一つとして収集しようとするものであり、適当と考える。

イ 「コンピュータの設置台数」の削除

本調査において「コンピュータの導入状況」を調査事項としている調査票においては、これまで、「コンピュータの設置台数」として、施設利用者が利用できるコンピュータの台数と事務用の台数との合計数についても回答を求めていた。

しかし、施設におけるサービスの提供状況の把握という観点を考慮すると、事務用も含めた台数まで把握する必要性が乏しいことから、今回の計画変更により、「コンピュータの設置台数」を削除しようとするものである（調査票の新旧対照表は別添の4ページを参照）。

これについては、調査事項の必要性を勘案した上で、報告者の負担軽減にも資することから、特段の異論はないが、今回の削除に伴い、調査票の項目名について提案がある。

(論点)

○ これまで、「①コンピュータの設置台数」(総数)が設けられていたことから、次の項目の「② ①のうち利用者が利用できるコンピュータの設置台数」が違和感なく回答されていたと認識している。

しかし、今回の削除により、いきなり「利用者が利用できるコンピュータの設置台数」の項目となっていることについて、報告者に違和感が生じる懸念がある。

例えば、「① コンピュータの設置台数 (施設の利用者が利用できるものに限る。)」のようにする方法もあるのではないかと。

(変更内容)

【政府計画の進捗確認のためのデータ収集等】

- ④ PFI法による施設整備の有無を追加（社会教育行政調査票以外の全ての調査票）

(審査状況)

ア 令和4年に策定されたPPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）においては、民間企業の活用による公共施設の整備を促進していくこととされている。

(注) PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) など、様々な方式がある。

PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

(参考)

PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年度改定版）

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

(1) 事業規模目標

ii) 類型毎の考え方

① 公共施設等運営権利制度を活用したPFI事業（類型I）

公共施設等運営事業については、民間の経営ノウハウを導入し、施設のポテンシャルを最大限活かすことにより、地域における成長の起爆剤とすることが重要である。スタジアム・アリーナ、文化施設等、今後の普及が期待されるフロンティアの拡大を強力に進め、質と量の両面から活用促進を図る。

(2) 重点分野と目標

ii) 各重点分野における取組

⑥ 文化・社会教育施設

- 文化・社会教育施設の整備等における公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の導入を促進するため、課題や現状の支援策の点検を行い、必要な支援等の検討を行う。（令和4年度開始）＜文部科学省＞

イ 今回の変更は、これを受けて、「施設・設備の状況」に関する調査事項に、PFI法^(注)に基づく整備の有無を追加することで（調査票の新旧対照表は別添の5ページを参照）、アクションプランの進捗状況を把握するデータを得ようとするものであることから、適当と考える。

(注) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

(論点)

特になし

(変更内容)

【報告者負担・結果精度、利用ニーズを踏まえた変更】

- ⑤ 施設で開催される学級・講座の参加者数の把握を男女別から総数に変更
(社会教育行政調査票、公民館調査票、青少年教育施設調査票、生涯学習センター調査票)

(審査状況)

ア 本調査では、各施設の事業実施状況を把握する一環として、施設が開催した「学級・講座」の実施件数及び参加者数（学級生数・受講者数）についても把握しており、一部の調査票においては、参加者数について男女別に回答を求めている（本調査の各調査票における把握状況については、別添の6ページを参照）。

これは、男女別の把握については、女性教育に関する施策を検討する際の資料になり得るという想定で設けられていたものである。しかし、文部科学省は、以下に掲げる状況を総合的に勘案して、今回、女性教育施設調査票を除く4調査票について、男女別の回答から総数の把握に変更することを計画している（調査票の新旧対照表は別添の7ページを参照）。

- ① 報告者である施設側において、参加者を男女別に整理していないところが少なくなく、回答に当たって施設側に再集計の追加負担が生じている場合があること。
- ② 参加者の性別自体を把握していない場合もあり、文部科学省は、記入に関する問い合わせに対して、施設側において利用状況を勘案して案分して記入しても構わない旨の回答をしてきたが、結果として、調査結果の精度に懸念が生じていること。
- ③ 利活用について、省内確認した結果として、女性教育施設調査票以外に、利活用は乏しいと見込まれること。

イ この変更については、報告者である施設側における情報の整理状況を勘案して、必要以上の報告負担が生じないようにすることや、結果精度を確保するという観点から、一定の合理性があると考えられるが、今回の変更を判断するに至った根拠や考え方等について、改めて確認する必要がある。

なお、文部科学省ホームページには、社会教育調査Q&Aとして、以下のように記載されている。

問25 諸集会や学級講座の参加者について、性別を把握していない場合はどのようにすればよいのでしょうか？

答 当該施設の担当者が推定した数を記入するなど、按分して記入します。

(論点)

- (a) 今回の変更を判断するに至った背景・根拠について、改めて説明されたい。
(男女別のデータを有していても再集計に多大な労力を要する施設の数や、そもそも男女別に参加者を把握していない施設の数、男女別人数の回答についての文部科学省や調査系統(教育委員会)への問い合わせ状況を含む。)
- (b) 前回調査までの男女別人数の結果について、どのような利活用があったか。また、変更後において、女性教育施設調査票のみの対応で十分と考える理由は何か。

(変更内容)

【必要性の低下】

⑥ 事業に関する情報提供方法の選択肢から「学習相談」を削除（公民館調査票）

(審査状況)

ア 施設が行う事業に関する「情報提供方法」については、各調査票において以前から調査事項として設けられていたが、平成27年調査の際に、公民館票、博物館票及び女性教育施設調査票の3票において、「学習相談」の選択肢が追加された。^(注)

このときの背景事情としては、

- ・ 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」（平成10年9月生涯学習審議会答申）において、「今後の公民館活動は（中略）学習情報の提供機能、さらには学習相談の機能を持つことも期待されている」とされているなど、学習相談が公民館の機能の一つと認識され、学習相談による情報提供の実態を把握する必要があると考えられたこと、
- ・ 女性教育施設については、女性の活躍を推進する観点から、結婚・出産などを機に離職した女性を対象に、「学び直し」を支援する事業の実施が検討されているところ、そのような学習機会のニーズを示す指標の一つとすることが想定されていたといったことが挙げられる。

(注) 図書館票については、別途「レファレンスサービス」の件数が調査事項とされており、その中で、いわゆる学習相談に該当する対応も含まれている。

また、生涯学習センター調査票については、「学習相談」という項目を個別に立て、「学習相談員」の数と「相談件数」を把握している。

本調査における調査票ごとの取扱いについては、別添の8ページを参照。

イ 今回の変更では、このうち、公民館票について「学習相談」を削除することが計画されているが（調査票の新旧対照表は別添の9ページを参照）、文部科学省は、その理由ついて、以下のように説明している。

- ・ 公民館における学級・講座の積極的实施により、学習相談が、既に日常的な業務の一つになっており、情報提供方法の選択肢として残しておく必要性は薄れた。
- ・ 一方、博物館調査票及び女性教育施設調査票については、未だ学級や講座が一般的に行われているとは言いがたい状況であるため、引き続き推移を見ていきたい。

ウ しかし、実際の調査結果を見ると、以下のような傾向が見られた（別添の10ページを参照）。

- ・ 学級・講座の実施状況を見ると、公民館、博物館、女性教育施設ともに、それぞれ設置総数の6割程度の施設で行われていて、比率としては、おおよそ拮抗しており、「博物館及び女性教育施設において、学級や講座が一般的に行われているとは言いがたい」という状況は見られない。

- ・ 学習相談の実施状況を見ると、比率としては、公民館が最も低い。
- ・ 学級・講座の実施に連動して、各種問い合わせへの対応もなされることを考えると、「学級・講座実施館数」と「学習相談による情報提供の実施館数」は近似すると思われるところ、そういう傾向は全く見られない。
- ・ これらの状況は選択肢が追加された平成27年度調査から変わっていない。

エ このようなことから、現状においてなされている文部科学省の説明には根拠が乏しいと考えられる一方で、情報提供のいわば「ツール」について回答を求める調査事項の中に「学習相談」という「業務内容」を含めることの必要性そのものについて疑問がある。

については、この選択肢を設ける目的、その目的に沿ったデータが得られているのかということを確認した上で、本項目の取扱い（選択肢を継続する調査票の扱いを含む。）について再検討したい。

なお、社会教育調査の手引き（公民館調査用）では、以下のとおり、学習相談の記入方法について説明されている。

6 学習相談：指導者や学習者からの学習内容・学習方法等に関する相談に対し、面接や電話、メール等により対応する情報提供

（論点）

- (a) 「情報提供方法」の選択肢に、「学習相談」を入れたそもそもの目的は何か。
- (b) 「学習相談」による情報提供とは、どのような場面を想定しているのか。学級・講座の開催に係る問い合わせに対応した場合も「学習相談」に該当するのか。
- (c) 仮に、そうであれば、学級・講座を行っている施設については、その問い合わせが日常的にあると考えられ、学習相談にも、当然にチェックが入るのではないのか。しかし、公民館の場合、学級・講座を実施している施設数との比較で3%程度しか「学習相談」を行っていない結果になっている。この結果を、どう理解すればいいのか。選択肢の設定目的が、そもそも理解されていないのではないのか。
- (d) この選択肢は該当の有無だけを尋ねており、学習相談の件数に関係なく（年間1件しかなくても、1000件あっても）、同様にチェックが付くだけというデータに意味があるのか。
- (e) このような状況で、博物館票と女性教育施設票において、引き続き「学習相談」を選択肢として残す効果・必要性は何か。

(2) 調査結果の公表方法の変更

(変更内容)

- 公表に当たり、印刷物の作成を取りやめ（インターネットによる公表のみとする。）

(審査状況)

ア 本調査の結果については、これまで、インターネットによる公表のほか、印刷物（報告書）により公表しているところであるが、今回の変更では、印刷物での公表を取りやめ、インターネットによる公表のみとすることを計画している。

イ この変更について、文部科学省は、デジタル化やペーパーレス化を背景として、インターネットの情報提供により、利活用上の大きな支障は生じていないと考えられること、また、印刷物の作成するための事務負担を軽減し、限られたリソースの有効活用を図るためとしている。

ウ 文部科学省は以下のとおり削減される作業量について回答している。これについては、利活用上大きな支障が生じるものではないことから、適切と考える。

(削減される作業量・経費に係る文部科学省からの回答)

<削減される作業量>

- ・ 報告書原稿の確認：職員3人程度で1月程度かかる。

原稿は700ページ程度であり、校正は2～3回行う。

- ・ 報告書印刷に係る作業：印刷業者の手配には1週間程度要する。

印刷後は、別途調達した発送業者から各都道府県や関係省庁へ発送し、さらに職員2人程度で有識者（10人程度）に対し発送業務を行う。

※上記は確報に関する作業であるが、中間報告においても確報と比較しページ数は少ないものの、印刷及び発送の調達を行っており、校正や調達の手続きが生じている。

<削減される経費>

- ・ 確報：印刷費約43万円、発送費約10万円程度
- ・ 中間報告：印刷費、発送費とも、それぞれ7万円程度

(論点)

特になし

【博物館調査票】

現行



変更案

5 施設の別	6 施設の種別	7 設置者	8 所管別 (公立のみ)	9 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)
1 博物館	1 総合博物館	1 国	1 教育委員会	1 管理者の指定無し
2 博物館相当施設	2 科学博物館	2 独立行政法人	2 地方公共団体の長	2 地方公共団体を指定
3 博物館類似施設	3 歴史博物館	3 都道府県		3 地縁による団体(自治会, 町内会等)を指定
	4 美術博物館	4 市(区)	8 地方独立行政法人	4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定
	5 野外博物館	5 町	9 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	5 会社を指定
	6 動物園	6 村		6 NPO法人を指定
	7 植物園	7 組合	10 その他	7 その他を指定
	8 動植物園	・「8」または「9」を選択した場合、設置者の法人番号(13桁)を記入 (「10」を選択した場合は、法人番号を持っていれば記入)		
	9 水族館	法人番号		

5 施設の別	6 施設の種別	7 設置者	8 所管別 (公立のみ)	9 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)
1 博物館	1 総合博物館	1 国	1 教育委員会	1 管理者の指定無し
2 指定施設	2 科学博物館	2 独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人	2 地方公共団体の長	2 地方公共団体を指定
3 博物館類似施設	3 歴史博物館	3 都道府県		3 地縁による団体(自治会, 町内会等)を指定
	4 美術博物館	4 市(区)	9 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定
	5 野外博物館	5 町	10 その他の公益法人	5 会社を指定
	6 動物園	6 村	11 株式会社	6 NPO法人を指定
	7 植物園	7 組合	12 その他の法人	7 その他を指定
	8 動植物園	8 地方独立行政法人・国立大学法人	13 個人・任意団体	
	9 水族館	・「8」または「9」を選択した場合、設置者の法人番号(13桁)を記入 (「10」～「13」を選択した場合は、法人番号を持っていれば記入)		
		法人番号		

【例：公民館調査票】

現行



変更案

(7) 施設・設備の有無

① 会議室・講義室	1	有	2	無
⋮				
⑮ スロープ	1	有	2	無
⑯ 障害者用トイレ	1	有	2	無
⑰ エレベーター	1	有	2	無
⑱ 簡易昇降機	1	有	2	無
⑲ 点字による案内	1	有	2	無
⑳ 障害者用駐車場	1	有	2	無

(7) 施設・設備の有無

① 会議室・講義室	1	有	2	無
⋮				
⑮ スロープ	1	有	2	無
⑯ 障害者用トイレ	1	有	2	無
⑰ エレベーター	1	有	2	無
⑱ 簡易昇降機	1	有	2	無
⑲ 点字による案内	1	有	2	無
⑳ 障害者用駐車場	1	有	2	無
㉑ 利用者が利用できる無線LAN	1	有	2	無

【例：公民館調査票】

現行



変更案

(7) コンピュータの導入状況

① コンピュータの設置台数					台
② ①のうち利用者が利用できるコンピュータの設置台数					台
③ ②のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置台数					台
④ ③のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数					台

(8) コンピュータの導入状況

① 利用者が利用できるコンピュータの設置台数					台
② ①のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置台数					台
③ ②のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数					台

「学級・講座」の実施件数及び参加者数の把握状況（調査票別）

調査票	現行	変更後
① 社会教育行政調査票	●（講座内容の詳細な区分別の実施件数・男女別参加者数）	×（講座内容の詳細な区分別の実施件数・参加者数）
② 公民館調査票	●（講座内容の詳細な区分別の実施件数・男女別参加者数）	×（講座内容の詳細な区分別の実施件数・参加者数）
③ 図書館調査票	×（「読書会・研究会」「鑑賞会・映写会」等の大まかな区分別の実施件数・参加者数）	×（「読書会・研究会」「鑑賞会・映写会」等の大まかな区分別の実施件数・参加者数）
④ 博物館調査票	×（「講演会」「学級・講座」等の区分別の大まかな実施件数・参加者数）	×（「講演会」「学級・講座」等の区分別の大まかな実施件数・参加者数）
⑤ 青少年教育施設調査票	●（講座内容の詳細な区分別の実施件数・男女別参加者数）	×（講座内容の詳細な区分別の実施件数・参加者数）
⑥ 女性教育施設調査票	●（「学級・講座」「展示会」等の大まかな区分別の実施件数・男女別参加者数）	●（「学級・講座」「展示会」等の大まかな区分別の実施件数・男女別参加者数）
⑦ 体育施設調査票	×（「スポーツ教室」等の大まかな区分別の実施件数・参加者数）	×（「スポーツ教室」等の区分別の大まかな実施件数・参加者数）
⑧ 劇場、音楽堂等調査票	×（「舞台芸術・芸能公演」「学級・講座」等の大まかな区分別の実施件数・参加者数）	×（「舞台芸術・芸能公演」「学級・講座」等の大まかな区分別の実施件数・参加者数）
⑨ 生涯学習センター調査票	●（講座内容の詳細な区分別の実施件数・男女別参加者数）	×（講座内容の詳細な区分別の実施件数・参加者数）

（凡例） ●：なんらかの区分で男女別参加者数が設けられている調査票、×：男女別参加者数の回答を求めている調査票

【例：公民館調査票】

(6) 学級・講座(続き)

区 分	実 施 件 数(件)														学級生数及び受講者数(人)		
	計 (主催・共催)	うち主催	うち17時以降	うち土・日	うち託児 サービスを実施	対 象 別					男	女					
						青少年対象	成人一般対象	女性のみ対象	高齢者のみ対象	その他							
33	-																
34	-																
35	-																
36	-																
37	-																

現行



(6) 学級・講座(続き)

区 分	実 施 件 数(件)														学級生数及び受講者数(人)		
	計 (主催・共催)	うち主催	うち17時以降	うち土・日	うち託児 サービスを実施	対 象 別					男	女					
						青少年対象	成人一般対象	女性のみ対象	高齢者のみ対象	その他							
33	-																
34	-																
35	-																
36	-																
37	-																

変更案

「情報提供方法」の選択肢としての「学習相談」の設定状況（調査票別）

調査票	現行	変更案
① 社会教育行政調査票	×	×
② 公民館調査票	●	×
③ 図書館調査票	◎（レファレンスサービスの件数に中で把握）	◎（レファレンスサービスの件数に中で把握）
④ 博物館調査票	●	●
⑤ 青少年教育施設調査票	×	×
⑥ 女性教育施設調査票	●	●
⑦ 体育施設調査票	×	×
⑧ 劇場、音楽堂等調査票	×	×
⑨ 生涯学習センター調査票	◎（「学習相談」という項目を個別に立て、「学習相談員」の数と「相談件数」を把握）	◎（「学習相談」という項目を個別に立て、「学習相談員」の数と「相談件数」を把握）

（凡例） ●：情報提供方法の項目に「学習相談」の選択肢があるもの、×：「学習相談」の選択肢がないもの

◎：情報提供方法の中の選択肢としては設けられていないが、別項目で把握されているもの

【例：公民館調査票】

現行



変更案

(5) 情報提供方法(複数回答可)

- 1 情報ネットワーク
- 2 公共広報誌
- 3 機関紙, ポスター, パンフレット等
- 4 マスメディア(放送・新聞等)
- 5 説明会・訪問
- 6 学習相談
- 7 その他



・「1」を選択した場合の情報提供方法(複数回答可)

- a ホームページ
- b メールマガジン
- c ソーシャルメディア

(5) 情報提供方法(複数回答可)

- 1 情報ネットワーク
- 2 公共広報誌
- 3 機関紙, ポスター, パンフレット等
- 4 マスメディア(放送・新聞等)
- 5 説明会・訪問
- 6 その他



・「1」を選択した場合の情報提供方法(複数回答可)

- a ホームページ
- b メールマガジン
- c ソーシャルメディア

公民館、博物館、女性教育施設における「学級・講座」「情報提供としての学習相談」の実施状況

令和3年度調査（令和2年度間）

	設置数 (A)	学級・講座実施館数 (B)	学習相談による情報提供 の実施館数 (C)	設置数のうち、学級・講座 実施館数の比率 (B/A)	設置数のうち、学習相談の 実施館数の比率 (C/A)	学級・講座実施館数に対する 学習相談の実施館数の比率 (C/B)
公民館	12,096	7,236	245	59.8%	2.0%	3.4%
博物館	1,262	771	141	61.1%	11.2%	18.3%
女性教育施設	347	219	15	63.1%	4.3%	6.8%

平成30年度調査（平成29年度間）

	設置数 (A)	学級・講座実施館数 (B)	学習相談実施館数 (C)	B/A	C/A	C/B
公民館	12,632	8,547	246	67.7%	1.9%	2.9%
博物館	1,266	866	123	68.4%	9.7%	14.2%
女性教育施設	357	242	17	67.8%	4.8%	7.0%

平成27年度調査（平成26年度間）

	設置数 (A)	学級・講座実施館数 (B)	学習相談実施館数 (C)	B/A	C/A	C/B
公民館	13,548	9,129	264	67.4%	1.9%	2.9%
博物館	1,240	829	108	66.9%	8.7%	13.0%
女性教育施設	365	259	17	71.0%	4.7%	6.6%